

平成28年11月29日

# サービスの利用の流れ

## ① 相談

- 被保険者からの相談を受け、窓口担当者より総合事業等を説明(サービス事業は、目的や内容、手続き等を十分説明)。その際、①事業のみ利用する場合は、基本チェックリストで迅速なサービス利用が可能であること、②事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であることを説明。  
※予防給付(訪問看護や福祉用具貸与等)を希望している又はご本人が申請を希望する場合等は、要介護認定の申請につなぐ。  
※第2号被保険者は、要介護認定等申請を行う。



## ② 基本チェックリストの活用・実施

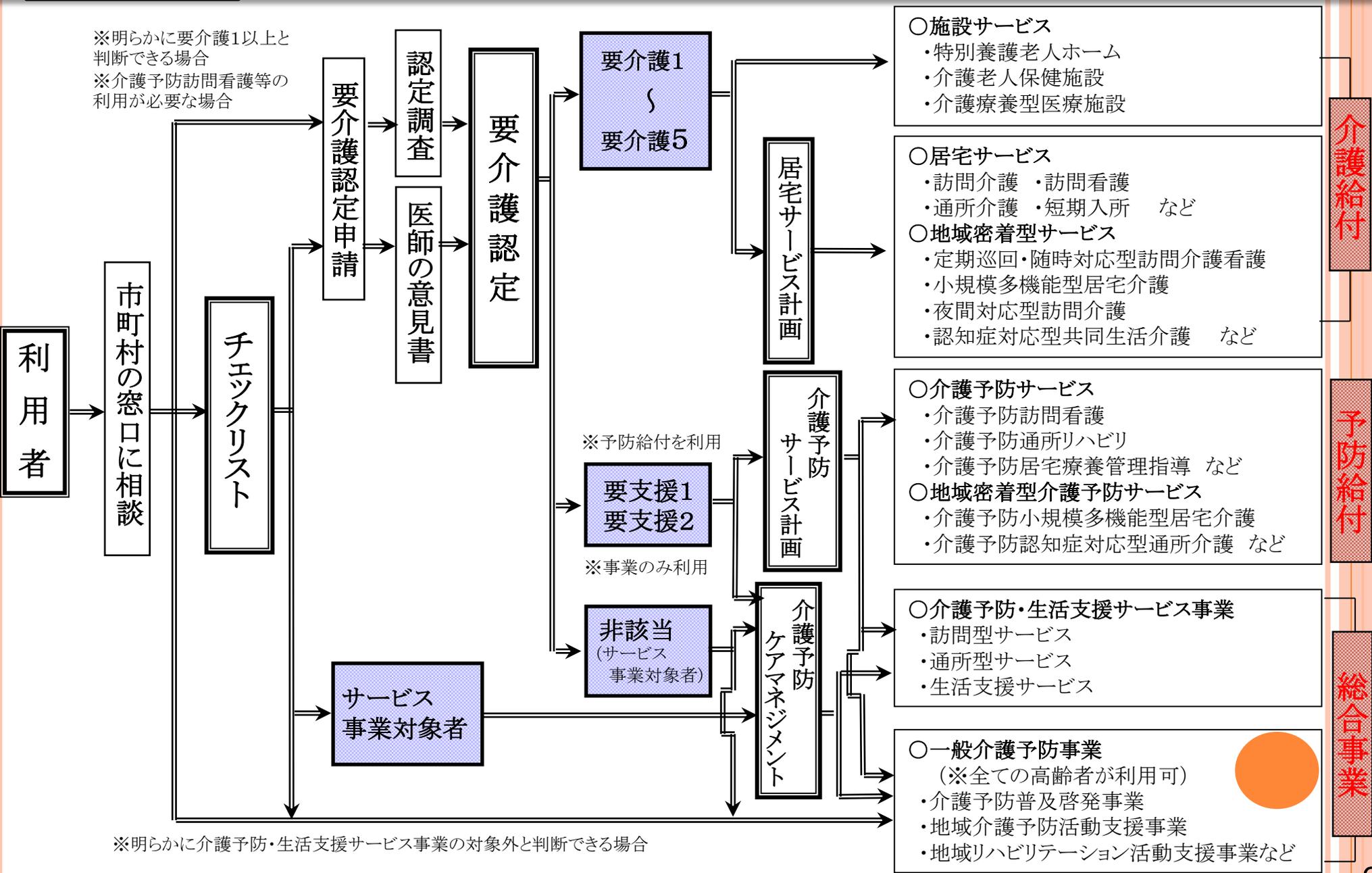
- 窓口で相談をした被保険者に対して、基本チェックリストを活用・実施し、利用すべきサービスの区分(一般介護予防事業、サービス事業及び給付)の振り分けを実施。



## ③ 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始

- 利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- 利用者が居住する地域包括支援センターが実施するが、居宅介護支援事業所への委託も可能。
- 介護予防ケアマネジメントは、利用者の状態像・意向等を踏まえ、3パターンに分けて行う。
  - ① 原則的な介護予防ケアマネジメント
  - ② 簡略化した介護予防ケアマネジメント(サービス担当者会議やモニタリングを適宜省略)
  - ③ 初回のみ介護予防ケアマネジメント(アセスメントを行い、サービスの利用につなげるところまで)

※明らかに要介護1以上と判断できる場合  
 ※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合

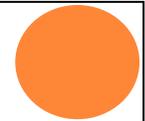


介護給付

予防給付

総合事業

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合



## 要介護認定について

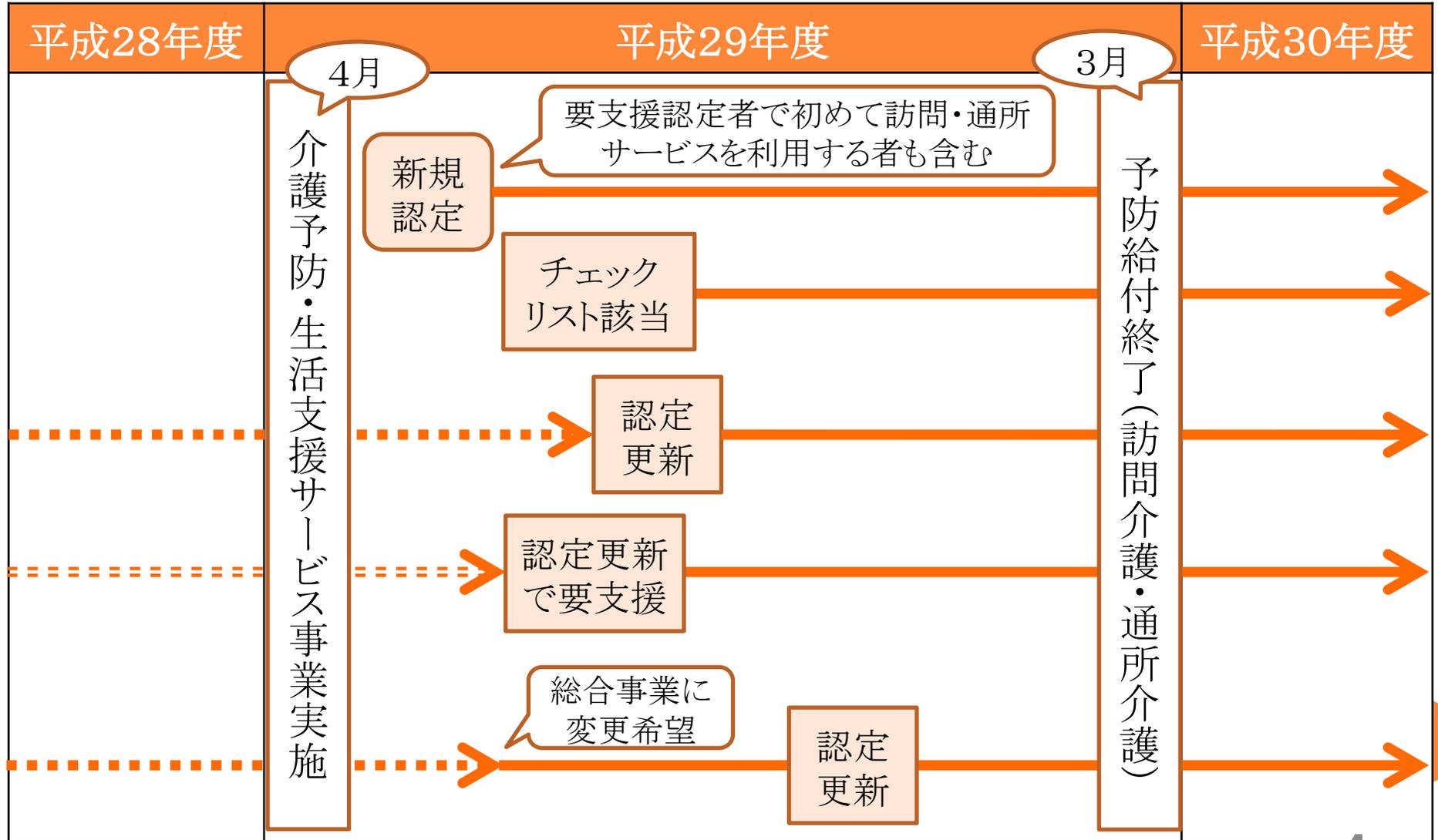
○「介護保険制度の見直しに関する意見」(第54回社会保障審議会介護保険部会)を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化する。

### 現行と総合事業開始後の認定有効期間の比較

申請区分等		現行		改正	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
区分変更申請		6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要支援→今回要介護	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要介護→今回要支援	6ヶ月	3ヶ月～12ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月
	前回要介護→今回要介護	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月	12ヶ月	3ヶ月～24ヶ月

# 利用者の総合事業への移行時期

予防給付 ..... ➔ 介護予防・生活支援サービス事業 ➔ 介護給付 ===== ➔



平成29年3月29日

# 新しい総合事業対象者及び要介護・ 支援認定に係る手続き等に関する留 意事項



## (1) 基本チェックリストにより事業対象者となった場合の認定日、有効期限とサービスの範囲等について

- 基本チェックリストに「該当」とは、サービス利用を前提に実施したものです。いわゆる、「お守り認定」は被保険者証への記載はおこないません。
- 基本チェックリストを実施後、該当した場合に事業対象者と認定し、認定日は基本チェックリスト実施日です。

(富田林市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A 番号1 参照)

- 要介護・支援認定期間中に基本チェックリストを実施し該当した場合、認定の有効期限日の翌日が該当日となります。また、事業対象者が新たに要介護・支援認定を受けた場合は、事業対象者ではなく要介護・支援認定者となります。
- 事業対象者の支給限度額は、要支援1と同じ(50,030円)となります。 ※例外あり
- 要支援1の回数を超える範囲のサービス利用が必要な場合は、認定申請の手続きが必要です。
- 事業対象者のサービス範囲は、総合事業のサービスのみ利用可能。予防給付サービスの利用が必要な場合は、要支援認定申請の手続きが必要です。  
(申請が必要なサービス)
  - 住宅改修、福祉用具貸与・購入
  - 介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリ、介護予防居宅療養管理指導
  - 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護など



## (2) 事業対象者の介護保険被保険者証、負担割合証の交付について

- 総合事業のサービス利用を希望する場合は、担当の地域包括支援センターが利用者と契約の上、基本チェックリストと介護保険被保険者証、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を高齢介護課に提出後、介護保険被保険者証と併せて、負担割合証を発送します。  
(富田林市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A 番号1・番号9 参照)
- 被保険者証には、「要介護状態区分等」の欄に「事業対象者」、「認定年月日」にはチェックリスト該当日が印字されます。
- 事業対象者も、サービスの利用の有無にかかわらず、毎年7月下旬に更新のため、負担割合証を送付します。
- 基本チェックリストにより事業対象者となった場合の有効期間という考え方はありません。  
(富田林市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A 番号5 参照)
- 社会福祉法人等利用者負担軽減について、総合事業へ移行後も、引き続き、介護訪問介護相当サービス及び介護通所介護相当サービスについては対象事業となります。



### (3) 住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供について

- 居住する施設が所在する市町村が行います。他市町村の被保険者であっても富田林市に施設がある住所地特例対象者は、富田林市の総合事業のサービスを提供しますので、被保険者証の住所欄をご確認ください。(他市町村の被保険者証であっても、住所欄が富田林市内であれば実施の対象者となります。逆に富田林市の被保険者証であっても住所欄が他市町村であれば、対象外となります。)
- 住民票を移さず、他市町村に居住する場合(住所地特例者ではない場合等)は、富田林市の総合事業対象者となりますので、利用するサービス事業者について、富田林市の指定の有無の確認が必要です。
- サービス提供にあたり、他市町村の被保険者の事業対象者認定については、当該の市町村との調整が必要です。

